



# 池田市公報

第116号  
 発行所 池田市役所  
 発行者 池田市長 瀧澤 智子  
 編集 総合政策部 法制課

令和7年2月1日発行

## 目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ <a href="#">池田市官民連携まちなか広場条例</a> .....	<a href="#">2</a>
○ <a href="#">池田市手数料条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">5</a>
<u>規 則</u>	
○ <a href="#">池田市一時預かり事業実施規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">5</a>
○ <a href="#">池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">6</a>
○ <a href="#">池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">6</a>
○ <a href="#">池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">6</a>
○ <a href="#">池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">7</a>
○ <a href="#">池田市収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">7</a>
○ <a href="#">池田市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">8</a>
○ <a href="#">池田市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">10</a>
○ <a href="#">池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">10</a>
○ <a href="#">池田市公印規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">10</a>
○ <a href="#">池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">10</a>
○ <a href="#">池田市高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">12</a>
○ <a href="#">池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">12</a>
○ <a href="#">池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">13</a>
○ <a href="#">池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">13</a>
○ <a href="#">五月山動物園再整備(ウォンバットゾーン)プロモーション検討事業者選定委員会規則</a> .....	<a href="#">14</a>
○ <a href="#">池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">15</a>
<u>市 議 会</u>	
○ <a href="#">池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程</a> .....	<a href="#">15</a>
<u>教育委員会</u>	
○ <a href="#">池田市図書館条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">16</a>
○ <a href="#">池田市図書館条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">16</a>

本号には、令和6年10月2日から令和7年1月1日までに公布をした条例及び規則のほか、市議会の規程及び教育委員会の規則を掲載しています。

# 条 例

池田市官民連携まちなか広場条例をここに公布する。

令和6年12月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第33号

池田市官民連携まちなか広場条例

(設置)

第1条 まちなかにおいて、事業者等が催し、販売等の事業を実施するための場を提供することによって官民が連携しながら、多様な人々が集い、憩い、及び交流する滞在空間並びに居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出し、もってまちなかにおけるにぎわいの創出及び豊かな市民生活を実現するため、池田市官民連携まちなか広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
池田駅南広場	池田市呉服町9番ほか

2 広場の区域は、規則で定める。

(事業)

第3条 広場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 広場における催し、販売等の事業を実施するための場の提供に関する事。
- (2) 広場における催し、販売等の事業の推進に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場における滞在の快適性等の向上（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第2項第5号に規定する滞在の快適性等の向上をいう。）及び広場の周辺における同条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の推進に関する事。

(指定管理者による管理)

第4条 広場の管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広場の使用の許可に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 第1条に規定する広場の設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、同条の規定により提出された書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(指定の取消し等に係る賠償)

第8条 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(行為の禁止)

第9条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。
- (2) 暴力、騒音、放歌等により他人に危害又は迷惑を及ぼすこと。
- (3) 広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損すること。
- (4) 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）、物品等を放置すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理運営上禁止する必要があると市長が認める行為をすること。

2 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、次条第1項の規定により広場の専用使用と併せて指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、広場の管理運営上指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 興行、展示会、集会、演説、競技会その他これらに類する催し（以下「興行等」という。）をすること。
- (2) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (3) 広告物その他これに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。

- (4) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為（以下「写真撮影等」という。）をすること。
- (5) 工作物等を設置すること。
- (6) 火気を使用すること。
- (7) 車両を進入させ、又は留め置くこと（自転車を降車して移動させる行為を除く。）。
- (8) 球戯をし、スケートボードをし、ローラースケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

（広場の専用使用）

第10条 広場の専用使用（工作物等を設置するための工事による使用を含む。以下同じ。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 広場の管理運営上支障がないと指定管理者が認める場合に限り、深夜（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下同じ。）において、部分専用使用（使用面積20平方メートルを上限として広場の専用使用をすることをいう。以下同じ。）により工作物等を設置するための資材等を留置し、又は工作物等の設置に係る工事中の状態若しくは工作物等を設置した状態にして広場の専用使用をすることができる。この場合において、当該広場の専用使用をする者は、交通上、安全上、防火上及び衛生上の措置その他広場の管理運営上指定管理者が必要と認める措置を講じ、指定管理者の確認を受けなければならない。

3 前項の規定による深夜における部分専用使用においては、興行等、販売等の事業を実施し、又は工作物等（工作物等を設置するための資材等を含む。）の搬出入若しくは工作物等の設置等に係る工事をするることができない。

4 指定管理者は、第1項の許可に当たり広場の管理運営上必要があると認めるときは、その広場の専用使用について条件を付することができる。

（使用の制限）

第11条 指定管理者は、広場の専用使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広場の専用使用を許可しない。

- (1) 第1条に規定する広場の設置目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理運営上支障があるとき。

2 広場の専用使用において次に掲げる工作物等を設置する場合は、当該工作物等の設置が規則で定める技術的基準に適合しなければならない。この場合において、当該工作物等を設置したときは、この項前段の規定に適合しているかどうかについて、指定管理者の確認を受けなければならない。

- (1) 興行等のため設けられる仮設工作物
- (2) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (3) 写真撮影等のため設けられる仮設工作物

3 前項に定めるもののほか、広場の専用使用において設置することができない工作物等については、規則で定める。

（使用料）

第12条 第10条第1項の規定により広場の専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、前納によらないで納付することができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第13条 市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（使用者の原状回復の義務）

第14条 使用者は、広場の専用使用を終了したときは、直ちにその専用使用した広場を原状に回復しなければならない。

（監督処分）

第15条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第10条第1項の規定によりした広場の専用使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第4項の規定により付した条件を変更し、又は行為若しくは工作物等の設置に係る工事を中止し、設置した工作物等の改築、移転、除却その他当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な措置を講じ、広場を原状に回復し、若しくは広場から退場することを命ずること（次項において「許可の取消し等」という。）ができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) 偽りその他不正な手段により広場の専用使用の許可を受けた者

2 市長又は指定管理者は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、許可の取消し等を行うことができる。

- (1) 災害その他不可抗力により広場の管理運営上やむを得ない事由が発生した場合
- (2) 広場の保全又は公衆の広場の使用に支障が生じた場合
- (3) 広場の維持管理に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 市長は、前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び第8項において「命令対象者」という。）を確認することができないときは、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合において、その定

めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ告示しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第8項において「所有者等」という。）に対して当該工作物等を返還するため、規則で定める事項を告示するとともに、当該保管した工作物等について記録した保管工作物等一覧簿を事務所に備え付け、かつ、これを関係者に対して閲覧に供しなければならない。
- 6 市長は、第4項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による告示の日から起算して2週間（工作物等が特に貴重な物であるときは、3か月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 7 市長は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買取人がないとき、又は売却するに当たって買取人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。
- 8 第3項から前項までの規定による工作物等の除却、保管、売却その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他命令対象者の負担とする。
- 9 第5項の規定による告示の日から起算して6か月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物等（第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。
- 10 第9条第1項（第4号に係る部分に限る。）若しくは第2項（第5号に係る部分に限る。）又は前条の規定に違反する行為により使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

（損害賠償の義務）

第16条 広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第18条 第15条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 令和7年4月1日
  - (2) 第4条から第8条までの規定 公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において規則で定める日（準備行為）
- 2 広場の専用使用の許可その他の広場の専用使用に関する手続は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。
- 3 指定管理者の指定その他の広場の指定管理者に関する手続は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）前においても、第6条から第8条までの規定の例により行うことができる。
 

（経過措置）
- 4 第2号施行日の前日までの間は、第9条第2項、第10条第1項、第2項及び第4項並びに第11条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、第15条第1項及び第2項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」とする。
 

（議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正）
- 5 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。
 

第2条に次の1号を加える。

(38) 官民連携まちなか広場  
（池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正）
- 6 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。
 

別表中22の項を23の項とし、7の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

7	池田市官民連携まちなか広場条例（令和6年池田市条例第33号）
---	--------------------------------

別表（第12条関係）

池田駅南広場の専用使用に係る使用料の額

(1) エリアによる専用使用

	時間区分	朝	昼	夜	朝昼	昼夜	全日	1時間使用
使用区分								

平日	全エリア	18,750円	25,000円	18,750円	50,000円	50,000円	75,000円	6,250円
	中央エリア	9,300円	12,400円	9,300円	24,800円	24,800円	37,200円	3,100円
	東エリア	6,600円	8,800円	6,600円	17,600円	17,600円	26,400円	2,200円
	西エリア	2,850円	3,800円	2,850円	7,600円	7,600円	11,400円	950円
休日等	全エリア	37,500円	50,000円	37,500円	100,000円	100,000円	150,000円	12,500円
	中央エリア	18,600円	24,800円	18,600円	49,600円	49,600円	74,400円	6,200円
	東エリア	13,200円	17,600円	13,200円	35,200円	35,200円	52,800円	4,400円
	西エリア	5,700円	7,600円	5,700円	15,200円	15,200円	22,800円	1,900円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 朝 午前9時から正午までの時間区分をいう。
- (2) 昼 午後1時から午後5時までの時間区分をいう。
- (3) 夜 午後6時から午後9時までの時間区分をいう。
- (4) 朝昼 午前9時から午後5時までの時間区分をいう。
- (5) 昼夜 午後1時から午後9時までの時間区分をいう。
- (6) 全日 午前9時から午後9時までの時間区分をいう。
- (7) 1時間使用 時間区分によらない1時間を単位とする区分をいう。
- (8) 平日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。
- (9) 休日等 平日以外の日をいう。

2 その受けた許可に係る時間を超えて専用使用をしたときは、その超えた時間1時間までごとにつき、この表に定める1時間使用の額の使用料を徴収する。

(2) 部分専用使用

使用区分		使用料の額
平日	使用面積10平方メートル以下	1日につき 2,000円
	使用面積10平方メートルを超え20平方メートル以下	1日につき 4,000円
休日等	使用面積10平方メートル以下	1日につき 4,000円
	使用面積10平方メートルを超え20平方メートル以下	1日につき 8,000円

備考 この表において、「平日」とは日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいい、「休日等」とは平日以外の日をいう。

池田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第34号

池田市手数料条例の一部を改正する条例

池田市手数料条例（昭和51年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の33の項中「犬」を「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬」に改め、「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）」を加え、同表の34の項中「狂犬病予防注射済票交付」を「狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく狂犬病予防注射済票の交付」に改め、同表の35の項中「犬」を「狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬」に改め、同表の36の項中「狂犬病予防注射済票再交付」を「狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく狂犬病予防注射済票の再交付」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

池田市一時預かり事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月2日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第66号

池田市一時預かり事業実施規則の一部を改正する規則

池田市一時預かり事業実施規則（平成29年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童を保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の施設で一時的に預かる」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する」に改める。

第3条中「保育所等の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第67号

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項及び第3項を削る。  
第7条第2項中「対象者」を「条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第68号

池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

池田市営住宅条例施行規則（平成9年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第8号イ中「の規定により」を「により」に改める。

様式第10号中「、保険証」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第7条第1項第8号イの改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第10号による書類は、この規則による改正後の様式第10号により提出された書類とみなす。

---

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第69号

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

池田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第10号中「健康保険証、」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月28日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式による申請書は、この規則による改正後の様式による申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式による書類として使用することができる。

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第70号

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則

池田市留守家庭児童会条例施行規則（平成16年池田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規定する」の次に「池田市留守家庭児童会（以下「児童会」という。）の」を加える。

第3条を次のように改める。

（入会及び延長利用の申請）

第3条 条例第4条の規定による児童会の入会の申請（以下「入会申請」という。）（条例第6条第2項ただし書の規定による延長利用時間帯における児童会の利用（以下「延長利用」という。）の申請（以下「延長利用申請」という。）を併せて行う場合を含む。）は留守家庭児童会入会申請書兼延長利用申請書（様式第1号。以下「入会申請書」という。）により、第4条第1項の規定により入会の許可を受けた児童に係る延長利用申請は留守家庭児童会延長利用申請書（様式第2号）により行うものとする。

2 入会申請書には、条例第3条第1項第3号に掲げる入会資格を有することを証する書類（以下「第3号入会資格証明書」という。）を添付しなければならない。ただし、同条第2項の適用を受ける児童にあっては、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項第3号に掲げる入会資格を満たしていないことにより前項の規定による入会申請書への第3号入会資格証明書の添付ができない者は、市長に対して申出書（様式第3号）によりその旨の申出を行い、及び入会申請書を提出し、第3号入会資格証明書については、市長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、その期日までに第3号入会資格証明書の提出がないときは、当該入会申請が取り下げられたものとみなす。

4 児童会を退会した児童についてその退会した日の属する年度の3月31日までの間における再度の入会に係る入会申請をしようとする者は、直近において提出した第3号入会資格証明書の記載事項（第6条の規定により変更を届け出た事項を含む。）に変更がないときは、第2項の規定にかかわらず、第3号入会資格証明書の添付を省略して入会申請書を提出することができる。

第4条第1項中「前条の申請」を「入会申請」に改め、「（様式第4号）により、」の次に「延長利用申請に対して」を加え、「当該申請」を「当該入会申請又は延長利用申請」に改め、同条第2項中「前条の申請」を「入会申請」に改め、「（様式第6号）により、」の次に「延長利用申請に対して」を加え、「当該申請」を「当該入会申請又は延長利用申請」に改める。

第6条の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条中「又は延長利用の許可」を削り、「留守家庭児童会入会兼延長利用申請書及び第3条第2項各号に規定する書類」を「直近において提出した入会申請書又は第3号入会資格証明書」に改め、「記載事項」の次に「（この条の規定により変更を届け出た事項を含む。）」を加える。

様式第1号中「留守家庭児童会入会兼延長利用申請書」を「留守家庭児童会入会申請書兼延長利用申請書」に、

支援学級に在  
 要配慮登録を

籍している（在籍予定がある。）。  
している（登録予定がある。）。

左記のいずれでもない。

を

支援学級に在籍している（在籍予定がある。）。  
 通級指導に通っている（通う予定がある。）。  
 要配慮登録をしている（登録予定がある。）。

左記のいずれでもない。

に改める。

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

様式第3号の2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間に池田市留守家庭児童会に入会し、又は延長利用をするための申請の手続については、なお従前の例による。

池田市収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第71号

池田市収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則



3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  
 (ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生）  
成年被後見人 任意代理人委任者  
 ふりがな  
 (イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
 (ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

に改める。

様式第14号中「本人 法定代理人 」を「本人 法定代理人 」に、

2 請求者本人確認書類  
運転免許証 健康保険被保険者証  
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  
その他（ \_\_\_\_\_ ）  
 ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等（個人番号が記載されていないものに限る。）を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  
 (ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生）  
成年被後見人 任意代理人委任者  
 ふりがな  
 (イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
 (ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

を

2 請求者本人確認書類  
運転免許証 個人番号カード 在留カード又は特別永住者証明書  
その他（ \_\_\_\_\_ ）  
 ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等（個人番号が記載されていないものに限る。）を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  
 (ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生）  
成年被後見人 任意代理人委任者  
 ふりがな  
 (イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
 (ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

に改める。

様式第21号中「池田市長 \_\_\_\_\_ 様」を「(宛先) 池田市長」に、

2 請求者本人確認書類  
運転免許証 健康保険被保険者証  
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  
その他（ \_\_\_\_\_ ）  
 ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等（個人番号が記載されていないものに限る。）を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  
 (ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生）  
成年被後見人 任意代理人委任者  
 ふりがな  
 (イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
 (ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

を

2 請求者本人確認書類  
運転免許証 個人番号カード 在留カード又は特別永住者証明書  
その他（ \_\_\_\_\_ ）  
 ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等（個人番号が記載されていないものに限る。）を添付してください。

いものに限る。)を添付してください。

3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況  未成年者( 年 月 日生)

成年被後見人  任意代理人委任者

ふりがな

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式による請求書は、この規則による改正後の様式による請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による請求書については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式による請求書として使用することができる。

---

池田市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第73号

池田市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

池田市教育委員会に対する事務委任等に関する規則(昭和32年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次条第1項」を「次条」に改める。

第3条第1項第1号中「この項」を「この条」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

---

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第74号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則(昭和58年池田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項第6号イ中「資格審査及び被保険者証」を「資格」に改め、同号中ケを削り、コをケとし、同号サ中「コまで」を「ケまで」に改め、同号サを同号コとし、同号中シをサとする。

附 則

この規則中第8条第4項第6号イの改正規定は令和6年12月2日から、その他の規定は公布の日から施行する。

---

池田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第75号

池田市公印規則の一部を改正する規則

池田市公印規則(昭和37年池田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表の2専用公印の表中「被保険者証記載用」を「資格確認書用」に改め、「被保険者資格証明書用」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

---

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月28日

池田市規則第76号

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例施行規則（昭和35年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条中「出産育児一時金支給申請書」を「出産育児一時金支給申請書兼請求書」に、「被保険者証」を「被保険者の資格に関する情報が確認できるもの」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「葬祭費支給申請書」を「葬祭費支給申請書兼請求書」に、「被保険者証」を「被保険者の資格に関する情報が確認できるもの」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「国民健康保険精神・結核医療給付金支給申請書」を「国民健康保険精神・結核医療給付金支給申請書兼請求書」に、「被保険者証」を「被保険者の資格に関する情報が確認できるもの」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

（様式 略）

様式第4号から様式第6号までの規定中「第14条関係」を「第13条関係」に、



 を 



 に改める。

様式第7号中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

様式第8号中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

様式第9号中「第18条関係」を「第17条関係」に、



 を 



 に改める。

様式第10号中「第19条関係」を「第18条関係」に、



 を 



 に改める。

様式第11号（その1）から様式第14号までの規定中「第20条関係」を「第19条関係」に改める。

様式第15号中「第21条関係」を「第20条関係」に改める。

様式第16号中「第22条関係」を「第21条関係」に改める。

様式第17号及び様式第18号中「第23条関係」を「第22条関係」に改める。

様式第19号中「第23条関係」を「第22条関係」に、



 を 



 に改める。

様式第20号及び様式第21号中「第24条関係」を「第23条関係」に、



 を 



 に改める。

様式第22号及び様式第23号中「第26条関係」を「第25条関係」に改める。

様式第24号中「第27条関係」を「第26条関係」に改める。

様式第25号中「第28条関係」を「第27条関係」に改める。

様式第26号中「第29条関係」を「第28条関係」に、



 を 



 に改める。

様式第27号及び様式第28号中「第29条関係」を「第28条関係」に、



 を 



 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式による書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による

改正後の様式による書類として使用することができる。

池田市高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第77号

池田市高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

池田市高額療養費貸付基金条例施行規則（昭和53年池田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条中「高額療養費資金貸付申込書」を「国民健康保険高額療養費資金貸付申込書」に、「池田市国民健康保険被保険者証」を「池田市国民健康保険の被保険者の資格に関する情報が確認できるもの」に改める。

様式第1号を次のように改める。

（様式 略）

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第5条関係）」に、

被保険者証記号番号	池国	—
-----------	----	---

を「被保険者記号・番号 池国」に、「池田市長 殿」を「（宛先

池田市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第1号による書類は、この規則による改正後の様式第1号により提出された書類とみなす。

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第78号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年池田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「被保険者証、組合員証又は加入者証」を「被保険者、組合員又は加入者の資格に関する情報が確認できるもの」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

様式第2号中「所得やその他」を「所得等」に改め、「公簿等」の次に「（個人番号を利用した情報提供ネットワークシステム等を含む。）」を加える。

様式第3号中「健康保険証」を「個人番号カード等」に改める。

様式第6号を次のように改める。

（様式 略）

様式第7号中「発行機関名」を「保険者名」に改める。

様式第8号中「受給者番号」を「対象者の個人番号」を「受給者番号」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

4 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第3号による医療証は、その定められた有効期間が経過するまでの間、子どもの医療費の助成に係る医療証として池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例（昭和48年池田市条例第

40号) 及び池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき取り扱うことができる。

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第79号

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和55年池田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「被保険者証、組合員証又は加入者証」を「被保険者、組合員又は加入者の資格に関する情報が確認できるもの」に改める。

様式第2号中「所得やその他」を「所得等」に改め、「公簿等」の次に「（個人番号を利用した情報提供ネットワークシステム等を含む。）」を加え、「発行機関名」を「保険者名」に改める。

様式第3号中「健康保険証」を「個人番号カード等」に、「医療費はは」を「医療費は」に改める。

様式第6号を次のように改める。

（様式 略）

様式第8号中「発行機関名」を「保険者名」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

4 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第3号による医療証は、その定められた有効期間が経過するまでの間、ひとり親家庭の医療費の助成に係る医療証として池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年池田市条例第13号）及び池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき取り扱うことができる。

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第80号

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「被保険者証、組合員証又は加入者証」を「被保険者、組合員又は加入者の資格に関する情報が確認できるもの」に改める。

様式第2号中「所得やその他」を「所得等」に改め、「公簿等」の次に「（個人番号を利用した情報提供ネットワークシステム等を含む。）」を加え、「発行機関名」を「保険者名」に改める。

様式第3号中「健康保険証と」を「個人番号カード等と」に、「大阪府以外」を「大阪府外」に、「健康保険証」を「個人番号カード等」に、「支払ってから」を「支払い後」に、「健康保険証の種類」を「加入医療保険の種類」に改める。

様式第6号中

加入医療保険	被保険者名	保険種別 協・組・日・船・共・国・国組
	記号・番号	発行機関名
備 考		

を

備 考	
-----	--

に改める。

様式第7号中「発行機関名」を「保険者名」に改める。

様式第8号中 

受給者番号		対象者の個人番号	
-------	--	----------	--

 を 

受給者番号
-------

--

 に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第3号による医療証は、その定められた有効期間が経過するまでの間、子どもの医療費の助成に係る医療証として池田市子ども医療費の助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）及び池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき取り扱うことができる。  
(池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 5 池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年池田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「であって、その有効期限がこの規則の施行の日以後の日であるものは、この規則による改正後の様式第3号による医療証とみなす」を「は、その定められた有効期間が経過するまでの間、子どもの医療費の助成に係る医療証として池田市子ども医療費の助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）及び池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき取り扱うことができる」に改める。

---

五月山動物園再整備（ウォンバットゾーン）プロモーション検討事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和6年12月23日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第81号

五月山動物園再整備（ウォンバットゾーン）プロモーション検討事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、同条例別表に規定する池田市民間委託等事業者選定委員会の担当事務に該当する事項を所掌する附属機関として設置する五月山動物園再整備（ウォンバットゾーン）プロモーション検討事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に対し答申するものとする。

- (1) 五月山動物園再整備（ウォンバットゾーン）プロモーション検討業務（五月山動物園の再整備において、他に先立って開園を予定しているウォンバットゾーンをはじめとする園全体のプロモーションの検討等、ウォンバットゾーンに設置するサインの検討並びに展示コンテンツの検討及び製作を行う業務をいう。）の委託事業の実施について提案を行った事業者の適正評価に関すること。
- (2) 前号の提案の内容の評価に関すること。
- (3) 第1号の提案に係る価格の評価に関すること。

(組織等)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域におけるにぎわいの創出を目的とする催しの実行その他の地域振興活動に十分な実績を有する者
- (2) 五月山動物園の指定管理業務に従事する者
- (3) 総合政策部長

2 委員は、前条の規定による調査審議及び答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部みどり農政課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(会議の招集の特例)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する場合を除く。）における委員会の会議は、市長が招集する。  
(この規則の失効)
- 3 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

---

池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第82号

池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

池田市民文化会館条例施行規則（昭和49年池田市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「第18条の規定に基づき、」を「第18条第1項の」に改め、「使用料」の次に「（以下この条において単に「使用料」という。）」を加え、「使用期間」を「同項の規定による使用（以下この条において単に「使用」という。）の期間」に改め、「当該」を削り、「使用させる」を「使用をさせる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、飲食店の営業を目的として使用をしようとする者を公募により選定する場合の使用料の額は、その公募により決定した額とする。

第26条第3項中「使用期間が」を「第1項の場合において、使用の期間が」に、「場合、又は使用期間」を「とき、又は使用の期間」に、「場合は、第1項の規定による額を」を「ときの使用料の額は、」に、「によって計算した額とする」を「により計算する」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 条例第18条第2項の規定による減免は、官公庁が使用をする場合において、使用料の全額について行うことができる。

第26条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「使用許可」を「使用の許可」に改め、「中止する」の次に「日の」を加え、同項を同条第6項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 市 議 会

---

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月2日

池田市議会議長 荒木 眞澄

池田市議会議程第1号

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年池田市議会議程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「保有個人情報」の次に「（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

第10条第1項第1号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第2号、様式第13号及び様式第20号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - 第4条第1号エ、第5条第1項第3号及び同条第2項（同項第2号の改正規定を含む。）並びに第11条の見出しの改正規定公布の日
  - 第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号、第10条第1項第1号並びに様式第2号、様式第13号及び様式第20号の改正規定並びに附則第2項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）
  - 第3条第10号の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年3月24日）
  - 第3条第5号の改正規定 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）附則第1条本文に定める同法の施行期日（経過措置）
- この規程による様式第2号、様式第13号及び様式第20号の改正規定の施行期日前に提出されたこの規程による改正前のそれぞれの書類は、この規程による改正後のそれぞれの様式により提出された書類とみなす。

---

## 教 育 委 員 会

---

池田市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月12日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第9号

池田市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

池田市図書館条例施行規則（昭和55年池田市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「に所定の事項を記載し、次に掲げるいずれかを提示して前項に規定する資格を証明」を「を図書館に提出するとともに、同項の条件を確認できる証明書等を提示」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「同項第3号又は第4号の証明書のうち」及び「前項第1号又は第2号の証明書その他」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第10号

池田市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

池田市図書館条例施行規則（昭和55年池田市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「図書館カード」の次に「又は電子情報処理組織（池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年池田市規則第26号）第5条に規定するものをいう。以下同じ。）により端末機に表示することができるデジタル図書館カード（以下これらを「図書館カード等」という。）」を加え、同条第2項中「図書館カード」を「図書館カード等」に、「市内又は別に定める区域内」を「市内」に、「又は」を「、若しくは」に、「で利用登録をした者」を「（以下これらを「市民等」という。）又は別に定める区域内に在住する者」に改め、同条第3項中「前項の図書館カード」を「第1項の図書館カード等」に、「同項」を「前項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市民等が、池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年池田市条例第1号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、利用

申込書に記載する事項を入力し、当該情報を館長に送信した場合は、当該情報の受信をもって、利用申込書の書面の提出があったものとみなし、デジタル図書館カードを交付する。

第7条第4項中「図書館カード」を「図書館カード等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法の場合においては、当該情報を館長に送信しなければならない。

第7条第5項から第7項まで、第9項第3号、第10項及び第11項、第9条第2項並びに第10条第1項及び第3項中「図書館カード」を「図書館カード等」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月5日から施行する。